

社会福祉法人立川市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター  
たちかわ登録団体要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人立川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）ボランティア・市民活動センターたちかわ（以下「センター」という。）の登録団体について定め、以って市民活動の推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 社協センターに登録できる団体は、5人以上の会員等で構成されている公益性のある開かれた活動を行う非営利団体で、次の各号のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 市内に活動拠点が設置されている団体
- (2) 立川市民を主たる対象に活動をする団体
- (3) 立川のまちづくりの推進に寄与する団体

2 前項各号に該当する団体であっても選挙、政治または宗教的活動を主たる目的とする団体や、公共の福祉に反する活動を行う団体、その他社協会長が適切でないと認めた活動を行う団体はこの限りでない。

3 この要綱でいう市民活動とは、地域社会と関わりを持ち、不特定多数の市民を対象に社会的な課題に取り組む公益的な活動を指す。

4 法人格を取得している団体の登録については、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO 法人)に限り認める。

(登録の申請)

第3条 社協センターに登録する団体は、センター団体登録申請書（第1号様式）により、申請しなければならない。

(登録の可否及び登録証)

第4条 社協会長は、前条の申請を受理したときは、必要事項を審査して登録の可否を決定し、登録を認めた団体にはセンター登録証（第2号様式（以下「登録証」という。））を発行するとともに、団体登録決定通知書（第3号様式）により通知し、却下した団体には団体登録不承認通知書（第4号様式）により通知する。

(登録認定期間)

第5条 団体の登録期間は、申請した日の属する年度を基準に2年度とし、以降2年ごとに更新をおこなうものとする。

2 団体は、登録期間中であっても団体の代表者名、公開連絡先、その他重要事項に変更があった場合は、随時社協センターにセンター団体登録変更申請書（第6号様式）により連絡しなければならない。

(登録の更新)

第5条の2 前条にもとづき更新期限が到来した団体は、センター団体登録更新申請書（第5号様式）により更新手続きを行わなければならない。

2 社協会長は、前項の申請を受理したときは、必要事項を審査して更新の可否を決定し、更新を認めた団体には登録証を発行する。

（登録証の扱い）

第6条 登録を認められた団体は、立川市教育委員会が管理または管轄する団体の管理者などに登録証の提示を求められたときは、これに応じるとともに、この登録証を他の第三者などに貸与または譲渡してはならない。

（ホームページの掲載等）

第7条 登録を認められた団体は、社協センターが管理運営するホームページに団体の情報などを掲載等できるものとする。ただし、その内容等について社協会長が不適切と認めたときは、社協会長は即座に削除できるものとする。

（登録の取り消し）

第8条 登録を認められた団体が、次のいずれかに該当する活動を行った場合、社協会長は、当該団体の登録の取り消しを行うことができる。

（1）営利のみを目的とする活動

（2）選挙、政治、または宗教活動を主たる目的とする活動

（3）その他、本会会長が適切でないと認めた活動

2 社協会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

（委任）

第9条 この要綱に定めのない事項については、社協会長と社協センター運営委員長が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年7月1日から施行する。